



# 第3回投資促進等ワーキング・グループ ヒアリング資料

平成26年11月20日(木)

**(一社) 日本フランチャイズチェーン協会**



# (一社)日本フランチャイズチェーン協会の概要

- (1) 設立目的 日本におけるフランチャイズビジネスの健全な発展を図ること。
- (2) 設立 1972年(昭和47年)4月
- (3) 会員 日本の代表的なフランチャイザーを正会員に、また、フランチャイズビジネスに関心を持ち協会の趣旨に賛同する企業等によって構成。

## 【参考】フランチャイズチェーン(FC)の概要(2013年度)

項目	FC全体	JFA会員
チェーン数	1,304チェーン	301チェーン
店舗数	252,514店舗	123,958店舗
売上高	23,477,314百万円	13,528,350百万円 (57.6%)※

※(%)はFC全体の売上高に占めるJFA会員の売上高の割合。

## (1) グローバル社会に向けた外国人の在留資格の緩和(その1)

### 【制度改革に向けた提言】

**就職が内定した外国人留学生在が有給の研修を受ける場合、資格外活動許可の時間制限を撤廃していただくか、大学が休みの期間に許可されると同等の、1日8時間以内としていただきたいと思いますと考えております。**

#### 《現状の問題点》

日本で学ぶ外国人留学生在を積極的に採用したいと考えておりますが、4月入社までの期間、日本人学生の場合には、入社までの期間を利用して時として有給で、かつ時間の制限を気にせず研修等を行うことができるのに対し、外国人留学生的の場合には就労開始までの待機期間としての「特定活動」の在留資格への資格変更は可能ですが、その間は資格外活動許可を得なければ有給の研修等を行えないことになっております。また、資格外活動許可を取得しても、有給の研修は週28時間が上限とされております。

#### 《実現された場合の効果》

入社までに十分な研修等を行うことにより、適材適所の部署への配置が可能となり即戦力として働くことができると考えます。

## (2) グローバル社会に向けた外国人の在留資格の緩和(その2)

### 【制度改正に向けた提言】

在留資格の失効を避けるため、本人が日本に滞在していなくても本人に代わって在籍する企業等が在留資格の更新手続きを代行できるような仕組みをご検討いただきたいと考えております。

#### 《現状の問題点》

外国人社員を海外拠点に駐在させる際、駐在中に在留資格の失効を避けるため、本人が日本に帰国し更新手続きを行っており、時間やコスト等、大きな負担となっている状況があります。

#### 《実現した場合の効果》

外国人駐在員が在留資格の更新のためだけに日本に帰国する時間やコスト等の大幅な削減に繋がり、また、今後、優秀な人材は他の企業(母国や現地企業等)に流出する可能性があり、流出を阻止するための歯止めに繋がるものと考えます。



# 参考資料

※フランチャイズチェーンでは、雇用面において現在約25万店舗にて、約600万人が直接従事し、配送や製造等の間接人員を含めると、少なくとも約900万人が従事しており、フランチャイズビジネスは雇用を創出している産業である。

## JFA正・準・研究会員(189社)

平成26年10月1日現在

### (1) コンビニエンスストア(11社)

(株)セブン-イレブン・ジャパン

(株)ファミリーマート

(株)ローソン 他

### (2) 小売・サービス(95社)

(株)ダスキン(クリーンサービス)

(株)日本介護福祉グループ(介護サービス)

(株)ハードオフコーポレーション(リユース業)

他

### (3) 外食(83社)

(株)壺番屋(カレー専門店)

(株)ストロベリーコーンズ(ピザ・アイスクリーム宅配)

(株)モスフードサービス(ハンバーガーショップ)

他

## 海外展開先(24国・地域)

平成26年7~8月調査(店舗数は6月末現在)

国・地域	企業数	店舗数
米国	18	8,439
中国	26	4,826
台湾	21	3,412
フィリピン	11	2,842
韓国	10	2,141
タイ	26	1,751
カナダ	4	500
インドネシア	16	666
香港	16	178
シンガポール	15	134
ベトナム	7	131
その他	14	107
合計		25,127

※その他の国:

マレーシア、オーストラリア、フランス、ロシア、ドイツ、インド、エルサルバドル、ブルネイ、サウジアラビア、メキシコ、ミャンマー、パキスタン、ブラジル、カンボジア等